



2018年11月21日

各 位

会 社 名 サムティ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 江 口 和 志
 (東証第一部・コード 3244)
 問合せ先 取締役経営管理 松 井 宏 昭
 本部長
 電話番号 06-7176-5566

第 19 回新株予約権の行使状況（一般投資家の最終行使状況） 及び取得に関するお知らせ

2018年9月18日付「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」において公表しております一部コミットメント型ライツ・オファリングに関し、当社第19回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の一般投資家（下記で定義します。）の皆様の実行使期間が2018年11月19日に終了いたしましたので、2018年10月1日から2018年11月19日までの行使状況及び2018年11月20日現在の発行済株式総数を、下記のとおりお知らせいたします。

株主の皆様及び一般投資家皆様のご理解のもと、本新株予約権の発行総数に対する一般投資家権利行使期間（下記で定義します。）における権利行使割合は94.0%となりました。厚く御礼申し上げます。

あわせて、本日、本新株予約権の発行要項に基づき、当社は残存する本新株予約権の全部を取得しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の行使状況について

本 新 株 予 約 権 の 名 称	サムティ株式会社第19回新株予約権
本新株予約権の一般投資家権利行使期間（注）	2018年10月1日から2018年11月19日まで
本 新 株 予 約 権 の 発 行 総 数	25,377,159 個

（注）「一般投資家権利行使期間」とは、コミットメント契約に基づき権利行使する場合の大和証券株式会社及びドイツ証券株式会社（以下、個別に又は総称して「引受会社」といいます。）を除く本新株予約権者（以下「一般投資家」といいます。）が権利行使することができる期間をいいます。

一般投資家権利行使期間に行使された本新株予約権の個数	23,857,436 個
一般投資家権利行使期間の本新株予約権の発行総数に対する権利行使割合	94.0%
一 般 投 資 家 権 利 行 使 期 間 の 交 付 株 式 数	11,928,718 株
一 般 投 資 家 権 利 行 使 期 間 の 払 込 総 額 （ 注 ） 1	14,052,029,804 円
未行使となった本新株予約権の数（注）2	1,519,723 個

（注）1. 払込総額は、本新株予約権の行使により発行された株式の発行価額の総額を記載しております。

2. 下記「3. 本新株予約権の取得及び譲渡について」に記載のとおり、未行使となった本新株予約権は、本日、当社が取得条項に基づき取得しました。当社は、コミットメント契約に基づき、原則として、引受会社に対して、取得した本新株予約権の全てを譲渡し、引受会社は、2018年11月26日までに、当社から譲受けた本新株予約権を全て行使する予定であります。

2. 2018年11月20日現在の発行済株式総数及び資本金の額

発行済株式総数	39,111,836株（うち、自己株式数1,807,259株）
資本金の額	15,530,220,647円

（注）上記の発行済株式総数及び資本金の額は、2018年11月19日までに行使請求受付場所に対して行使請求の取次ぎが行われた内容に基づく数値であります。

3. 本新株予約権の取得及び譲渡について

2018年9月18日に公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」に「ご参考」として添付された本新株予約権の発行要項の第5項第（7）号の規定に基づき、当社は、本日、交付財産（本新株予約権1個当たり1円）と引換えに、残存する本新株予約権（上記「1. 本新株予約権の行使状況について」の「未行使となった本新株予約権の数」に記載された数の本新株予約権）の全部を取得しました。取得する本新株予約権に係る本新株予約権者には、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社より「新株予約権処分代金領収証」が送付され、株式会社ゆうちょ銀行において、その領収証と引き換えに交付財産をお支払いいたしますが、実際のお支払いまでには一定の時間を要する見込みです。

取得した本新株予約権については、2018年9月18日に公表した「一部コミットメント型ライツ・オファリングに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2018年11月22日、引受会社に全て譲渡する予定です。引受会社への本新株予約権1個当たりの譲渡価格は、1円であります。

以上

ご注意：

この文書（参考書面を含みます。）は、当社の第19回新株予約権の行使状況（一般投資家の最終行使状況）及び取得に関して一般に公表するための公表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。

なお、本書は、日本国外における証券の募集又は購入の勧誘を構成するものではありません。本新株予約権の発行は、日本国外における証券法その他の法令（1933年米国証券法を含みます。）に基づく登録はされておらず、またかかる登録が行われる予定もありません。米国においては、1933年米国証券法に基づく証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。